

稚内北星学園大学学則

第1章 総則

(目的)

第1条 本学は、教育基本法および学校教育法に基づく大学の教育をおこない地域社会に貢献し、キリスト教精神の根底にある人間の自由と尊厳を重んじ、平和を愛する人材を育成することを目的とする。

(自己点検評価)

第2条 本学は、教育研究水準の向上および活性化を図り、その目的と社会的使命を果たすために、教育研究活動等について点検および評価を行なう。

2 点検および評価に関する事項については、別に定める。

第2章 学部、学科、学生定員および修業年限

(学部、学科および学生定員)

第3条 本学において設置する学部、学科およびその学生定員は、次のとおりとする。

学 部	学 科	入学定員	収容定員
情報メディア学部	情報メディア学科	35人	140人
	地域創造学科	35人	140人

(修業年限および在学年限)

第4条 本学の修業年限は、4年とする。

2 学生は、8年を超えて在学することはできない。

第3章 学年、学期および休業日

(学年)

第5条 学年は、4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(学期)

第6条 学年を次の2学期に分ける。

前学期 4月1日から9月20日まで

後学期 9月21日から翌年3月31日まで

(休業日)

第7条 休業日は、次のとおりとする。

日曜日

国民の祝日に関する法律に規定する休日

稚内北星学園創立記念日 6月15日

クリスマス 12月25日

春期休業日 3月17日から4月3日まで

夏期休業日 8月1日から9月4日まで

冬期休業日 12月16日から翌年1月14日まで

2 必要がある場合、学長は、前項の休業日を臨時に変更することができる。

第4章 入学、退学および休学等

(入学の時期)

第8条 入学の時期は、毎学年または毎学期の始めとする。

(入学の資格)

第9条 本学に入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 高等学校を卒業した者
- (2) 通常の課程による12年の学校教育を修了した者
- (3) 外国において、学校教育における12年の課程を修了した者
- (4) 文部科学大臣の指定した者
- (5) 大学入学資格検定により文部科学大臣の行う大学入学資格検定に合格した者
- (6) その他本学において、相当の年齢に達し、高等学校を卒業した者と同等以上の学力があると認めた者

(入学の出願)

第10条 本学に入学を志願する者は、本学所定の書類に検定料を添えて提出しなければならない。提出の時期、方法、提出すべき書類等については、別に定める。

(入学者の選抜)

第11条 前条の入学志願者については、別に定めるところにより、選考を行う。

(入学手続きおよび入学許可)

第12条 前条の選考の結果に基づき合格の通知を受けた者は、所定の期日までに、身元保証書、その他本学所定の書類に入学金および授業料を添えて提出しなければならない。

2 学長は、前項の入学手続きを完了した者に入学を許可する。

(編入学)

第13条 本学に編入学を志願する者があるときは、選考のうえ、相当年次に入学を許可するものとする。

2 本学の2年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学に1年以上在学し、30単位以上を取得した者
- (2) 大学、短期大学または高等専門学校を卒業した者
- (3) その他本学において、本項第1号または第2号に該当する者と同等以上の学力があると認めた者

3 本学の3年次に編入学することのできる者は、次の各号の一に該当する者とする。

- (1) 大学、短期大学または高等専門学校を卒業した者
- (2) 大学に2年以上在学して退学した者
- (3) その他本学において、本項第1号または第2号に該当する者と同等以上の学力があると認めた者

4 第2項および第3項の規定により入学を許可された者の既に修得した授業科目および単位数の取扱いならびに在学すべき年数については、教授会の議

を経て学長が決定する。

(退学)

第14条 退学しようとする者は、学長の許可を受けなければならない。

(休学)

第15条 疾病その他やむを得ない事情により3ヶ月以上修学することのできない者は、学長の許可を得て休学することができる。

2 疾病のため修学することが適当でないと認められる者については、学長は、休学を命ずることができる。

(休学の期間)

第16条 休学の期間は、2年を超えることができない。ただし、特別の理由がある場合は、引き続きさらに2年まで延長することができる。

2 休学の期間は、通算して4年を超えることができない。

3 休学の期間は、第4条第2項の在学年限に算入しない。

(復学)

第17条 休学期間中にその理由が消滅した場合は、学長の許可を得て復学することができる。

(除籍)

第18条 次の各号の一に該当する者は、教授会の議を経て学長が除籍する。

(1) 第4条第2項に定める在学年限を超えた者

(2) 正当な理由がなく、休学期間を超えても、所定の手続きをとらない者

(3) 第16条第2項に定める休学の期間を超えてなお修学できない者

(4) 授業料を納入期に納付せず、督促してもなお納付しない者

(5) 長期間にわたり行方不明の者

(6) 死亡した者

2 前項第4号の規定により除籍された者については、教授会の議を経て学長が復籍を許可することがある。復籍について必要な事項は、別に定める。

(再入学)

第19条 第14条の規定により退学した者については、教授会の議を経て学長が再入学を許可することがある。

2 再入学について必要な事項は、別に定める。

(転学科)

第19条の2 転学科を志願する者があるときは、教授会の議を経て学長が転学科を許可することがある。

2 転学科について必要な事項は、別に定める。

第5章 教育課程および履修方法等

(授業科目)

第20条 授業科目の種類、単位数等は、別表第1-1または別表第1-2のとおりとする。

(教職科目)

第21条 前条に定めるもののほか、教職に関する科目を置く。

2 授業科目の種類、単位数等は、別表第2のとおりとする。

(授業期間)

第22条 1年間の授業を行う期間は、定期試験等の期間を含め、35週にわたることを原則とする。

(授業科目の登録および登録の上限)

第23条 学生は、毎学期の当初において、履修すべき授業科目を登録しなければならない。

2 学生は、前項により登録した授業科目以外の授業科目を履修することはできない。

3 本学は、学生が各年次にわたって適切に授業科目を履修するため、卒業の要件として学生が修得すべき単位数について、1年間または1学期に履修科目として登録することができる単位数の上限を定めることができる。

4 前項に定める単位を優れた成績をもって修得した学生については、次の1年間または次学期に、上限を超えて履修科目の登録を認めることができる。

(単位の取得認定)

第24条 単位取得の認定の方法は、試験、論文、その他の方法によるものとし、その方法については各授業科目の担当者がきめる。

(既修得単位の取扱い)

第25条 学生が本学に入学する前または在学中に他の大学、短期大学または高等専門学校、もしくは文部科学大臣が定める学修において修得した単位については、教育上有益と認める時は、30単位を超えない範囲において修得したのものとして認定することができる。ただし、既修得単位の認定により、第4条に定める修業年限の短縮は行なわないものとする。

(単位の計算方法)

第26条 各授業科目の単位数は、次の基準により計算するものとする。

(1) 講義については、15時間の授業をもって1単位とする。

(2) 演習については、30時間の授業をもって1単位とする。ただし、別に定める授業科目については、15時間の授業をもって1単位とする。

(3) 実験・実習および実技については、30時間の授業をもって1単位とする。

(単位の授与)

第27条 授業科目を履修し、その試験に合格した者には、所定の単位を与える。

(学習の評価)

第28条 試験等の成績評価は、S・A・B・C・Dをもって表し、C以上を合格とする。

第6章 卒業等

(卒業の要件)

第29条 本学を卒業するためには、学生は4年以上在学し、別表第1-1または別表第1-2に定めるところにより124単位を修得しなければならない。

(卒業)

第30条 本学に4年以上在学し、本学則に定める授業科目および単位を修得した者については、教授会の議を経て、学長が卒業を認定する。

2 学長は、卒業を認定した者に学士の学位を授与する。

情報メディア学部

情報メディア学科 学士 (情報メディア学)

地域創造学科 学士（地域創造学）

（資格の取得）

第31条 本学において取得することができる資格および免許状の種類は、次のとおりとする。

中学校教諭 一種免許状（数学）

高等学校教諭一種免許状（数学）

高等学校教諭一種免許状（情報）

- 2 前項の免許状を取得しようとする者は、別表第2に定めるところにより、中学校免許においては31単位以上、高等学校免許においては25単位以上の教職に関する科目を修得しなければならない。
- 3 地域創造学科において社会教育主事の資格を取得しようとする者は、社会教育法及び社会教育主事講習等規程の定めるところに従い、別表第3に定めるところにより、24単位以上の社会教育に関する科目を修得しなければならない。
- 4 本学において図書館司書の資格を取得しようとする者は、図書館法及び図書館法施行規則の定めるところに従い、別表第4に定めるところにより、25単位以上の図書館に関する科目を修得しなければならない。
- 5 本学において学校図書館司書教諭の資格を取得しようとする者は、学校図書館法及び学校図書館司書教諭講習規程の定めるところに従い、別表第5に定めるところにより、10単位の学校図書館司書教諭に関する科目を修得しなければならない。

第7章 入学金、授業料および教育充実費

（入学金等の金額および納入期）

第32条 本学の入学金、授業料および教育充実費の金額は次のとおりとする。

入 学 金 200,000円

授 業 料 800,000円

教育充実費 300,000円

- 2 授業料および教育充実費（以下「授業料等」という。）は、次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、特別事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

前 期 550,000円 納期 4月中

後 期 550,000円 納期 10月中

- 3 東京サテライト校学生、外国人留学生、研究生の授業料等については、別に定める減免措置をする。

- 4 本学の専任の職員および教職員の家族の授業料等については、別に定める減免措置をする。ただし、家族とは配偶者および1親等以内の親族に限る。

（社会人学生の入学金等の金額および納入期）

第32条の2 前条の規定にかかわらず社会人学生の入学金および授業料等の金額は次のとおりとする。

入 学 金 200,000円

授 業 料 400,000円

教育充実費 150,000円

2 授業料等は、次の2期に分けて納入しなければならない。ただし、特別事情があると認められる者は、延納を認めることがある。

前期 275,000円 納期 4月中

後期 275,000円 納期 10月中

3 社会人学生とは、高等学校を卒業した者または同等以上の学力があると認められる者で、5年以上の社会人としての経験を有する者とする。

4 前条第3項および第4項の規定は、社会人学生について準用する。

(退学および停学の場合の授業料等)

第33条 学期の途中で退学し、または除籍された者の当該学期分の授業料等は、徴収する。

2 停学期間中の授業料等は、徴収する。

(休学の場合の授業料等)

第34条 休学を許可され、または命ぜられた者については、休学期間中の授業料等の全額を免除する。ただし、学期の中途において休学した者は、当該学期分の全額を納めなければならない。

(復学の場合の授業料等)

第35条 学期の中途において復学した者は、復学した月の属する学期の授業料等の全額を、復学した月に納めなければならない。

(学年の途中で卒業する場合の授業料等)

第36条 学年の途中で卒業する見込みの者は、卒業する見込みの当該学期分の授業料等の全額を納めなければならない。ただし、未取得単位数14以下の場合には、その半額とする。

(納付した授業料等)

第37条 納付した入学金および授業料等は、返付しない。

第8章 教職員組織

(教職員組織)

第38条 本学は、学長、副学長、教授、准教授、講師、助教、助手、事務職員、技術職員その他必要な職員をもって組織する。

第9章 教授会

(教授会)

第39条 本学に重要な事項を審議するため、教授会を置く。

(教授会の構成)

第40条 教授会は、学長、副学長、教授、准教授、講師および助教をもって構成する。

(教授会の審議事項)

第41条 教授会は、次の事項について審議する。

- (1) 学則その他本学の制度に関する事項
- (2) 学部、学科の増設、廃合および教育課程に関する事項
- (3) 教員の任免、資格に関する事項
- (4) 名誉教授に関する事項
- (5) 学生の入学、休学、復学、退学および卒業に関する事項

- (6) 学生の賞罰に関する事項
- (7) 科目等履修生および外国人留学生に関する事項
- (8) 学長の諮問した事項
- (9) その他重要な事項
- (その他)

第42条 本章に定めるもののほか、教授会に関し必要な事項は、別に定める。

第10章 科目等履修生および外国人留学生 (科目等履修生)

第43条 本学において、特定の授業科目（教育職員免許法に基づく教職に関する科目を含む）を履修することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない限りにおいて、選考の上、科目等履修生として入学を許可する。

第43条の2 科目等履修生は、履修した科目について、願い出により、試験を受けることができる。

2 履修した科目（教育職員免許法に基づく教職に関する科目を含む）の単位を修得した履修生には、願い出により、単位取得証明書を交付する。

第43条の3 科目等履修生には、一般学生の規定を準用する。

2 本章に定めるもののほか、科目等履修生の取扱いに関して必要な事項は、別に定める。

(外国人留学生)

第44条 外国人で、大学等で教育を受ける目的をもって入国し、本学に入学を志願する者があるときは、選考のうえ、外国人留学生として入学を許可することがある。

2 外国人留学生について必要な事項は、別に定める。

第11章 賞罰 (表彰)

第45条 学生として表彰に値する行為があった者は、教授会の議を経て学長が表彰する。

(罰則)

第46条 本学の規則に違反し、または学生としての本分に反する行為をした者は、教授会の議を経て学長が懲戒する。

2 前項の懲戒の種類は、退学、停学および訓告とする。

3 前項の退学は、次の各号の一に該当する学生に対して行う。

- (1) 性行不良で改善の見込みがないと認められる者
- (2) 学力劣等で成業の見込みがないと認められる者
- (3) 正当な理由がなくて出席常でない者
- (4) 本学の秩序を乱し、その他学生としての本分に著しく反した者

第12章 図書館 (図書館)

第47条 本学に図書館を置く。

2 図書館に関する事項は、別に定める。

第13章 東京サテライト校
(東京サテライト校)

第48条 本学に東京サテライト校を置く。

2 東京サテライト校に関する事項は、別に定める。

第14章 附属機関
(生涯学習センター)

第49条 本学に附属機関として生涯学習センターを置く。

2 生涯学習センターに関する事項は、別に定める。

(国際交流研究センター)

第50条 本学に附属機関として国際交流研究センターを置く。

2 国際交流研究センターに関する事項は、別に定める。

(地域創造支援センター)

第51条 本学に附属機関として地域創造支援センターを置く。

2 地域創造支援センターに関する事項は、別に定める。

第15章 公開講座
(公開講座)

第52条 本学において必要と認めるときは、公開講座を設けることがある。

第16章 厚生施設
(厚生施設)

第53条 厚生施設に関する事項は、別に定める。

第17章 研究生
(研究生)

第54条 本学において、特定の事項について研究することを志願する者があるときは、本学の教育に支障がない場合は、選考の上、研究生として入学を許可する。

2 研究生に関して必要な事項は、別に定める。

附 則

1 この学則は、平成12年4月1日から施行する。

2 本学則の変更は、教授会の議を経て理事会の承認を得るものとする。

附 則

この学則は、平成12年7月15日から施行する。

附 則

1 この学則は、平成13年4月1日から施行する。

2 この学則施行の際、現に改正前の学則により授業科目を履修する者については、なお従前の例による。

ただし、改正前の学則により教職課程の一部授業科目を履修した者が、中学校および高等学校教諭一種免許状(数学)を取得する場合、教科(数学)に関する科目については、この学則を適用する。

また、同じ改正前の学則により教職課程の一部授業科目を履修した者が、高等学校教諭一種免許状(情報)を取得する場合、教科(情報)に関する科目については、改正前の学則によりすでに単位を取得した科目にあっても、再度履修するものとする。

附 則

- 1 この学則は、平成14年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に改正前の学則により授業科目を履修する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成15年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に改正前の学則により授業科目を履修する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成16年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に改正前の学則により授業科目を履修する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成17年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に改正前の学則により授業科目を履修する者については、なお従前の例による。

附 則

この学則は、平成17年6月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成18年4月1日から施行する。
- 2 本学則第22条第3項および第4項については、平成17年度以前に入学した者には適用しない。

附 則

この学則は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成19年12月1日から施行する。

附 則

この学則は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この学則は、平成21年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に改正前の学則により授業科目を履修する者については、なお従前の例による。
- 3 この学則施行の際、現に改正前の学則により授業料が決定している者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成22年4月1日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に改正前の学則により授業科目を履修する者については、なお従前の例による。

附 則

- 1 この学則は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。
- 2 この学則施行の際、現に改正前の学則により授業科目を履修する者については、なお従前の例による。